

資料1	令和7年11月21日
	第33期青少年問題協議会 第2回専門委員会

# 豊島区子ども・若者等の 意見聴取・反映に向けた手引き (素案)

掲載される事業や事業名等は、現在調整中のため、今後変更となる可能性があります。

# 目次

## はじめに

### 第1章 子ども・若者の意見聴取・反映の考え方

- 1 豊島区子どもの権利に関する条例
- 2 こども基本法
- 3 子ども・若者総合計画（令和7～11年度）
- 4 豊島区の子ども・若者の意見聴取・反映の考え方

### 第2章 意見聴取の対象となる子ども・若者

- 1 意見聴取の対象となる子ども・若者とは
- 2 子ども・若者の状況
- 3 子ども・若者の意見聴取・反映と政策

### 第3章 意見聴取・反映の取組における留意事項

- 1 子ども・若者へのアプローチにおいて大切なこと
  - (1) 聴く側の姿勢・心構え
  - (2) 意見聴取の場の企画・設計
  - (3) 参加者の募集・準備
  - (4) 意見聴取の場での対話の仕方
  - (5) 政策反映につなげるための意見聴取の課題や工夫
- 2 学校、地域、生活の場などを通じて情報や参画機会を提供することが困難な子ども・若者へのアプローチ
- 3 意見表明の手法の選択肢が限られていることから受け止める側も聴くための工夫が特に必要な子ども・若者へのアプローチ
- 4 意見を言うことが安全・安心でないなど、意見を言う環境に特別な配慮や工夫が必要な子ども・若者へのアプローチ
- 5 言葉だけでなく、年齢及び発達段階に応じて、その意思（思いや願い）が多様な形で表れ、受け止める側も聴くための工夫が特に必要な乳幼児へのアプローチ

### 第5章 意見聴取・反映の取組事例

## はじめに



# 第1章 子ども・若者の意見聴取・反映の考え方

## 1 豊島区子どもの権利に関する条例

(平成18年3月29日条例第29条。以下「条例」という。)

豊島区では、区が目指す理念を子どもの権利が保障されることとし、その大切な7つの権利の一つを「思いを伝えること」としています(条例第9条)。そのほか、条例第17条では「子どもにかかわる施設における保障」として、子どもにかかわる施設の管理者は、子どもの権利の保障について、子どもの意見を聴く機会を作るよう努めなければならないと規定し、第20条においては、「子どもの社会参加及び参画」として、おとなは、子どもの意見表明の場を設け、子どもの意見を聴き、又は子ども同士が仲間をつくり、社会に参画できるようにしなければならないこと、及び区は、次代を担う子どもの意見を聴き、話し合う場として、としま子ども会議を開催しなければならないことを規定しています。

### ○ (思いを伝えること)

第9条 子どもは、自分の思いを伝えるために、次に掲げることが保障されています。

- (1) 自分の想いを、言葉やその他の手段により、他の人の権利を尊重しながら自由に表現すること。
- (2) 自分の願いや気持ちを、意見として家庭、学校、地域、行政等の場で伝えること。
- (3) 仲間をつくり、集まること。
- (4) 子どもの意見は、おとなの意見と同じように価値あるものとして尊重されること。

### ○ (子どもにかかわる施設における保障)

第17条

5 子どもにかかわる施設の管理者は、子どもの権利の保障について、子どもの意見を聴く機会を作るよう努めなければなりません。

### ○ (子どもの社会参加及び参画)

第20条

3 おとなは、子どもの意見表明の場を設け、子どもの意見を聴き、又は子ども同士が仲間をつくり、社会に参画できるように支援しなければなりません。

4 区は、次代を担う子どもの意見を聴き、話し合う場として、としま子ども会議を開催しなければなりません。

## 2 こども基本法（令和4年6月22日法律第77号。以下「法」という。）

法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神に則り、「こどもまんなか社会（すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会）」の実現を目指し、子ども政策を総合的に推進することを目的としています。

法の基本理念を規定する第3条第3項においては、全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること、同第4項においては、全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じてその意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されることとしています。

また、法第11条において、国及び地方公共団体は、子ども施策を策定し、実施し、評価するに当たっては、当該子ども施策の対象となる子ども又は子どもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために、必要な措置を講じるものとしています。

さらに、こども大綱においては、子どもや若者の意見を聴き施策に反映することや子どもや若者が社会参画する意義について定められています。

### ○ （基本理念）

第3条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

3 全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

4 全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

### ○ （こども施策に対するこども等の意見の反映）

第11条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

### ○ こども大綱（令和5年2月閣議決定）

第4 こども施策を推進するために必要な事項

#### 1 こども・若者の社会参画・意見反映

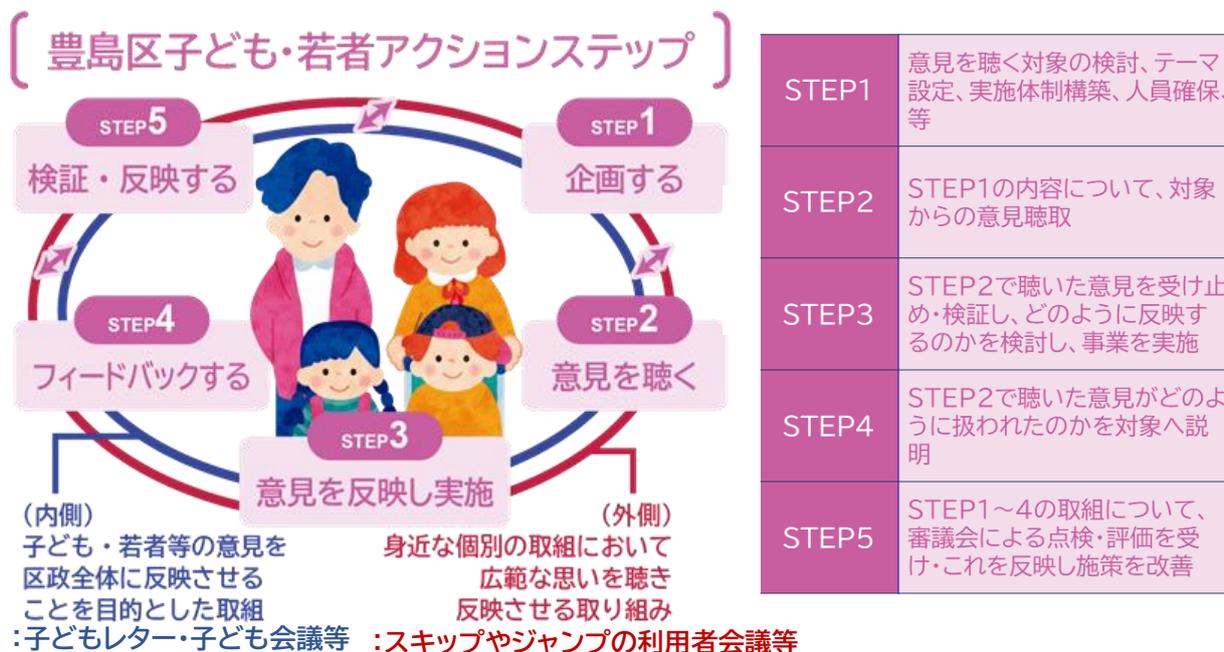
こどもや若者の意見を聴いて施策に反映することやこどもや若者の社会参画を進めることには、大きく、2つの意義がある。

①こどもや若者の状況やニーズをよりの確に踏まえることができ、施策がより実効性の高いものになる。

②こどもや若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる。ひいては、民主主義の担い手の育成に資する。

### 3 子ども・若者総合計画（令和7～11年度）

新たな計画においては、これまでの「PDCA サイクル」に基づく検証を強化し、「豊島区子ども・若者アクションステップ」を導入することで、区のあらゆる取組に子ども・若者等の意見を反映させていくことを明記しています。



### 4 豊島区の子ども・若者の意見聴取・反映の考え方

区は、子ども・若者や妊娠期の方、子育て家庭を対象に、その関係者も含めた施策対象の意見を聴き・反映させる取組を大切にしながら施策を進めてきました。

その取組をさらに前向きに進めるために、計画の推進手法としてこれまで進めてきた「PDCA サイクルに基づく検証」に「意見を聴く」と「フィードバックする」の概念を追加した「豊島区子ども・若者アクションステップ」を計画に位置付けました。

それは、子ども・若者の意見を聴き、フィードバックをする取組は、法や条例等の考えに加えて、「社会的信頼」を築いていくプロセスであり、この社会的信頼を育んでいくことは、子ども・若者施策を支える重要な要素であるからです。

子ども・若者等への丁寧なコミュニケーションを積み重ねるとともに、参画の窓口を効果的かつ幅広く用意することで、多様な子ども・若者等が成長等にに応じて参画の度合いや手法を選択できるように、これまで以上に「意見を聴き、反映させる」ことを重視した計画推進を図ることで、さらなる施策の質的向上を図っていきます。

これにより、子どもや若者の意見を尊重する意識がさらに高まり、区全体で取組が進むことで、計画の理念である「子ども若者とともにつくる 子どもの権利が保障され 自分らしく成長できるまち豊島区」の実現を目指していきます。

## 第2章 意見聴取の対象となる子ども・若者

区が、子ども福祉施策関係者の「意見を聴く・反映させる」取組を進めるため、区内のあらゆる子ども・若者に意見を聴く仕組みがあるかの整理をしました。

### 1 意見聴取の対象となる子ども・若者とは

区内にはどのような子ども・若者がいるのか、国が考えた「意見をいう・聴く際の困難性（声を聴かれにくいポイント）に着目した整理」を参考とし、次のとおり整理しました。

なお、整理は子ども・若者へ意見を聴くためのアプローチへ向けた出発点としてのものであり、それ以外の子ども・若者へのアプローチを否定するものではありません。

これらの他、家庭や地域に安心できる居場所がない子ども・若者や自然災害、感染症、事故、犯罪にあった場合等の緊急事態下におかれた子ども・若者等、あらゆる状況にある全ての子ども・若者の声を聴くことが大切です。

	声を聴かれにくいポイント	子ども・若者の例
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会の仕組み・ルール、政策課題について知る機会がない</li> <li>・意見を伝えやすい相手が身近に存在しない</li> <li>・意見の背景にある状況や環境について相互理解がなされない</li> <li>・安全で安心な場所で意見を言う機会がない</li> <li>・意見を言うときや、いった後の心理的安定性が確保されない</li> <li>・自分が伝えやすい表現方法で伝えることができない</li> </ul>	<p>子ども・若者（共通）</p> <p>※若者について、若年妊産婦の若者等、養育者であるかによって環境が異なるので、意見を聴く際には留意していくことが必要とされます。</p>
2	<p>学校、地域、生活の場等を通じて情報や参画機会をつくることが困難</p> <p>→自分自身が、学校や地域の居場所から外れた存在だと思ひ、いわゆる「学校でうまくいっている人」「マイノリティではない人」と一緒にいることに苦痛を感じることもある。</p> <p>→困難な状況にあることを自分でわかっていない場合も多く、学校や地域で居場所にまったく参加できていない場合もあるため、意見を聴くこと、声掛けすることが難しいことがある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不登校の子ども</li> <li>・ひきこもりである子ども・若者</li> <li>・経済的に困難な家庭（生活困窮家庭）の子ども・若者</li> <li>・ひとり親家庭の子ども・若者</li> <li>・ヤングケアラー</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>

3	<p>意見表明の手法の選択肢が限られていることから受け止める側も聴くための工夫が特に必要</p> <p>→大人（聴く側）が勝手に意見がないと思いがちである。意見が言語化されて表れていないからと言って意見がないわけではないことに留意する。</p> <p>→意見の表出が上手くできないことや、意見を伝えることに時間がかかることで、「言っているけれども伝わらない」経験や、意見を言うと大人が「大事（おおごと）」にしてしまう経験をしてきたことが考えられます。そうした経験の積み重ねが大人へ意見を言う事へのハードルになっている特徴がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害のある子ども</li> <li>・医療的ケアの必要な子ども</li> <li>・外国にルーツを持つ子ども</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>
4	<p>意見を言うことが安全・安心でない等、意見を言う環境に特別な配慮や工夫が必要</p> <p>→置かれた環境・経験によって、自身の気持ち自体を失ったり、気持ちを言うことへの恐怖心が植え付けられており、意見形成や意見表明の力が弱っていることが多い。</p> <p>→不信任や警戒心が強く、傷つきやすい状況になっており、意見を言うこと、聴かれることによって、苦痛を感じる恐れがある。</p> <p>→自身の経験・属性・意見が伝わることによって不利益を被るリスクがあるため、匿名性がかくほされるかどうかを強く気にすることがある。</p> <p>→社会的養護経験者は、社会からの支援とのつながりが途切れる場合もあり、声を伝える機会自体が少ない。また、相手を選ばなければ言えない特徴があります。さらに、勇気を出して意見を言っても、「理解されない、伝わらない」、「言ったことで逆に自分に不利益が被る」経験が、意見を言う事のハードルをあげていることもある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会的養護の下で暮らす子ども</li> <li>・社会的養護経験者</li> <li>・虐待を受ける、または受けたことがある子ども・若者</li> <li>・多様な性自認・性的指向の子ども・若者</li> <li>・いじめを受ける、または受けたことがある子ども・若者</li> <li>・DVを受ける、または受けたことがある子ども・若者</li> <li>・非行・犯罪に陥った子ども・若者</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>
5	<p>言葉だけでなく、年齢及び発達段階に応じて、その意思（想いや願い）が多様な形で表れ、受け止める側も聴くための工夫が特に必要な乳幼児</p> <p>→乳幼児から意見を聴くこと自体難しいと考えられてきて、これまであまり聴かれてこなかった経過がある。</p> <p>→日常のつぶやきや表情の中に、気持ちや考えが含まれているため、まとまった形の意見として聴かれにくいことがある。</p> <p>→保育園等でも、保育士が決めた指示に従うことが求められ、従わない子は問題児（困った子）扱いされてしまうことがある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児期の子ども（0歳、概ね1歳～3歳未満の幼児、概ね3歳以上の幼児）</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>
6	-	1～5のポイントを複合的にもつ子ども・若者

※意見をいう・聴く際の困難性（声を聴かれにくいポイント）にあてはまる子ども・若者の例は考えられる一部であり、該当する全ての子ども・若者を網羅できているわけではありません。

## 2 子ども・若者の状況

豊島区の「子ども・若者」とは、一般的な定義は次のとおりです。ただし、実施する施策や事業によっては、この定義が異なることもあります。

### (1) 共通

#### (ア) 子ども

18歳未満の者及び、18歳以上20歳未満で学校や子どもに関する施設に在籍している者。なお、年齢により必要な支援が途切れてしまうことのないよう、一部施策においては対象の年齢を広げる。(出典：豊島区子どもの権利に関する条例、子ども・若者総合計画)

#### (イ) 若者

18歳以上20歳未満で子どもでない者及び、20歳以上からおおむね30歳未満までの者。なお、年齢により必要な支援が途切れてしまうことのないよう、一部施策においては対象の年齢を広げる。(出典：子ども・若者総合計画)

### (2) 学校、地域、生活の場等を通じて情報や参画機会をつくるのが困難な子ども・若者

#### (ア) 不登校の子ども

「不登校の子ども」とは、ある年度の間30日以上登校しなかった児童生徒（連続したものであるか否かを問わない）のうち、「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者」のことをいう。

※ただし、「病気」や「経済的理由」、「新型コロナウイルスの感染回避」による者を除く。

(出典：文部科学省「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査票」より抜粋)

#### (イ) ひきこもりである子ども・若者

「ひきこもり状態にある人」とは、仕事や学校等に行くことができず、かつ、家族以外の人との交流をほとんどすることができず、次のいずれかに該当する人のことをいう（ただし、加齢による寝たきり、重度の身体や内臓の障害・疾患により外出が困難な人は除く）。①自宅や自室に閉じこもっている状態の人、②時々買い物などで外出することがある人。(出典：子ども・若者総合計画(令和7～11年度))

#### (ウ) 経済的に困難な家庭の子ども・若者

ア 子どもの生活困難を以下の3つの要素に基づいて分類し、2つ以上の要素に該当する者を「困窮層」、いずれか1つの要素に該当する者を「周辺層」、両者を併せて「生活困難層」と定義する。①低所得（等価世帯所得が厚生労働省「平成27年国民生活基礎調査」から算出される基準(135.3万円)未満の世帯)、②家計の逼迫(経済的な理

由で、公共料金や家賃の滞納、食料・衣類を買えなかった経験など7項目のうち1つ以上該当)、③子どもの体験や所有物の欠如(子どもの体験や所有物などの15項目のうち、経済的な理由で欠如している項目が3つ以上該当)。(出典:子供の生活実態調査(東京都))

イ 「生活困窮者」とは、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう。(出典:生活困窮者自立支援法第3条)

(エ) ひとり親家庭の子ども・若者

母子世帯、父子世帯のこと。

母子世帯とは、父のいない児童(満20歳未満の子どもであって未婚のもの)がその母によって養育されている世帯。父子世帯とは、母のいない児童がその父によって陽男育されている世帯。(出典:令和3年度全国ひとり親世帯等調査(厚生労働省))

(オ) ヤングケアラー

家族の介護その他日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者のこと(概ね30歳未満の者。状況に応じ40歳未満を含む)。

※「過度に」とは、こどもにおいてはこどもとしての健やかな成長・発達に必要な時間(遊び・勉強等)を、若者においては自立に向けた移行期として必要な時間(勉強・就学準備等)を奪われたり、ケアに伴い心身的・精神的負荷がかかったりすることによって負担が重い状態になっている場合を指す。

※「家族の日常生活上の世話」には、「介護」に加え、幼いきょうだいの世話、障害や病気等のある家族に代わって行う家事や労働のほか、目の離せない家族の見守りや声掛けなどの気遣いや心理的な配慮・通訳なども含まれる。

(出典:豊島区子ども・若者総合計画(令和7~11年度)、子ども・若者育成支援推進法第2条)

**(3) 意見表明の手法の選択肢が限られていることから受け止める側も聴くための工夫が特に必要な子ども**

(ア) 障害のある子ども

ア 身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童(発達障害児含む)又は、国が定める難病等である児童のこと。(出典:児童福祉法第4条第2項)

イ 18歳以上の中軽度知的障害者(区内在住・在勤)。(出典:豊島区日曜教室実施要綱)

(イ) 医療的ケアの必要な子ども

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア(人口吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他医療行為)を受けることが不可欠である児童(18歳以降の高校生等を含む。)のこと。(出典:豊島区障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画(令和6年度~令和8年度))

(ウ) 外国にルーツを持つ子ども

国籍にかかわらず、保護者の両方またはどちらかが外国籍等で海外とのつながりのある子どもや、外国生まれ・外国育ちなどで日本語が母語ではない子どものこと。(豊島区)

**(4) 意見を言うことが安全・安心でない等、意見を言う環境に特別な配慮や工夫が必要な子ども・若者**

(ア) 社会的養護の下で暮らす子ども

・「社会的養護」とは、保護者のない児童や保護者に監護させることが適当でない児童に対して、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。

・「社会的養護の子どもがいる施設」は、「家庭養護（里親、ファミリーホーム、養子縁組など）」と「施設養護（乳児院、児童養護施設など）」に分けられる。

(出典：豊島区社会的養育推進計画（令和7～11年度）、資料集「社会的養育の推進に向けて」こども家庭庁2023)

(イ) 社会的養護経験者（ケアリーバー）

児童養護施設や里親などによる養育（ケア）から離れた子ども・若者、社会的養護経験者のこと。(出典：豊島区子ども・若者総合計画（令和7～11年度）豊島区社会的養育推進計画（令和7～11年度）、「社会的養護経験者等への支援に関するガイドライン」について（子ども家庭庁「令和6年3月30日：こ支家第186号」）)

(ウ) 虐待を受ける、または受けたことがある子ども・若者

「児童虐待」とは、保護者がその監護する児童について行う「身体的暴行」、「性的暴行」、「心理的虐待」、「ネグレクト」の4つの行為のこと。(出典：児童虐待の防止等に関する法律第2条)

(エ) 多様な性自認・性的指向の子ども・若者

「性自認」とは、自分の性別をどのように認識しているかを指し、一般的に「心の性」といわれる。「性的指向」とは、恋愛感情や性的関心がどのような対象に向いているか、向いていないかを指している。性的指向が異性に向いている異性愛（ヘテロセクシュアル）、同性に向いている同性愛（ホモセクシュアル）、女性と男性の両方に向く両性愛（バイセクシュアル）などがある。(出典：豊島区子ども・若者総合計画（令和7～11年度）)

(オ) いじめを受ける、または受けたことがある子ども・若者

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の

対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものをいい、いじめの起こった場所は、学校の内外を問わないものとする。(出典：豊島区いじめ防止対策推進条例第2条)

(カ) DVを受ける、または受けたことがある子ども・若者

「DV（ドメスティック・バイオレンス）」とは、配偶者や恋人などによって振るわれる暴力のことで、力によって相手を支配し従属的な状況に追い込む行為。殴る・蹴るなどの「身体的暴力」のほか、無視する・怒鳴る・脅すなどの「精神的暴力」、交友関係の監視・制限などの「社会的暴力」生活費を渡さないなどの「経済的暴力」、避妊に協力しない、性的行為を強要する「性的暴力」などがある。また、夫婦間の暴力を子どもの見ている前で振るうことは、面前DVであり、子どもへの心理的虐待にあたる。(出典：子ども・若者総合計画(令和7～11年度)、内閣府男女共同参画局定義(児童虐待の防止等に関する法律第2条))

(キ) 非行・犯罪に陥った子ども・若者

「非行」とは、20歳未満の者が刑罰法令に違反する行為(触法行為)や、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれがある状態(ぐ犯行為など)を行うことであり、必ずしも犯罪に至らない行為も含まれる。一方、「犯罪」とは、刑罰法令に違反する行為全般を指す。少年法において、14歳以上20歳未満の少年も犯罪に該当する行為をした場合に、刑事責任が問われる可能性がある。(出典：警察関係資料)

**(5) 言葉だけでなく、年齢及び発達段階に応じてその意思(想いや願い)が多様な形で表れ、受け止める側も聴くための工夫が特に必要な乳幼児**

(ア) 乳幼児期の子ども(0歳、概ね1歳～3歳未満の幼児、概ね3歳以上の幼児)

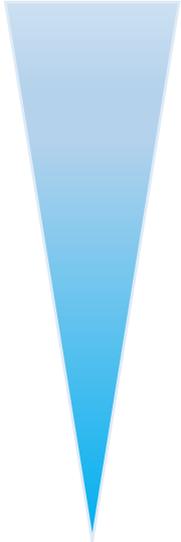
「乳幼児」とは「乳児」と「幼児」の総称で、「乳児」は満1歳未満の者、「幼児」とは満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。(出典：児童福祉法第4条)

### 3 子ども・若者の意見聴取・反映と政策

子ども・若者の意見聴取・反映の取組は、子ども・若者及びあらゆる関係者と連携して進める政策形成の重要な要素です。その取組は、区政において、対象とする子ども・若者の関与の深度や範囲によって、「日常レベル」、「政策・計画レベル（策定と評価の双方を含む）」、「事業レベル」、「援助レベル」、の4つに大別できます。なお、いずれのレベルについても取組を通じて社会的な信頼が形成・維持されていく過程であることは変わりなく、子どもの最善の利益を踏まえ、その意見を尊重することが重要となります。

また、意見の反映にあたっては、意見を聴取した部署（チャンネル）のみでの検討に留めるのではなく、子ども・若者の声を関係部署と連携して課題整理や分析を行い、その声に応じた適切な反映の取組へと確実に繋げていくことが必要です。

そして、形だけの参加で終わらせることなく、聴取した声を政策のサイクルに確実に組み込み、その反映結果を関係者へ丁寧にフィードバックするこの取組を継続して実行することで、日常や事業、区政の方針を決める場においても、あたりまえに子ども・若者の声が聴かれ・反映されていくことを目指しています。

(取組の対象)	(意見聴取のチャネル)	(概要と施策・事業の例)
 広範          特化	日常レベル	家庭や地域社会、学校における日常的な関わりの中で意見を聴取・反映させていく取組のレベル (例) 子どもレター
	政策・計画レベル (策定と評価の双方を含む)	子ども・若者の意見を広範かつ長期的な視点で区政全体に反映させることを目的とした取組のレベル (例) としま子ども会議
	事業レベル	子ども・若者の日常に直接かかわる特定の行政サービスや施設運営や短期的な活動等において、意見を聴取・反映させていく取組レベル (例) 子ども・若者施設の利用者会議、としまキッズパーク整備
	援助レベル	個々の子ども・若者に対する支援や相談に関する意見を聴取・反映させていく取組のレベル (例) 子ども若者総合相談（アシスとしま）

### 第3章 意見聴取・反映の取組における留意事項

#### 1 子ども・若者へのアプローチにおいて大切なこと

##### (1) 聴く側の姿勢・心構え

##### ① 豊島区子どもの権利条例や、こども基本法、こどもの権利条約を理解する

聴く側が、豊島区子どもの権利条例（大切な7つの権利「安心して生きること」、「個性が尊重されること」、「自分で決めること」、「思いを伝えること」、「かけがえのない時間を過ごすこと」、「社会の中で育つこと」、「支援を求めること」）やこども基本法、こどもの権利条約を理解します。

##### ② バイアス（偏見）を持たないこと

「子どもとはこういうものである」と決めつけをせず、「子どもは大人に比べて正しく意見を言えない」という偏見を持たないこと。

子ども・若者が抱える背景を「かわいそう」等の先入観をもってみるのではなく、一人の人間として尊重します。

##### ③ 意見を聴く目的、当事者にとっての意味を伝える

意見を「聴きだす」のではなく、何のために意見を聴くのかや、本人や社会にとっての意義を伝えます。

##### ④ 子ども・若者本人を尊重し、感謝の気持ちを持つ

意見を聴くときには、子ども・若者本人を尊重し、「感謝の気持ち」を持つことが大切です。

属性に対する固定観念を取り払い、一人ひとりの子どもの気持ちや考えに応じて、できるだけことは対応するという姿勢が大切です。

##### (意見を聴くときの姿勢の例)

－困難な状況にある子ども・若者に対しても「かわいそう」という姿勢ではなく、常にフラットな姿勢、社会を校正している一人の人間として向き合う。

－まとまった「意見」という形でなくても、子ども・若者が普段どんなことで困っているのか、どんな気持ちを伝えたいのか率直に伝えてほしいということを伝える。

##### ⑤ 成果に囚われすぎない

意見を聴く時間の制約がある中でも「子どもが話したいことを聴く、受け止める」姿勢が大切です。

子ども・若者は学校等において大人が期待する答えを言う場面に慣れているため、本音を聴くためには、聴く側の期待する答えを言わなくてはいけないような雰囲気にならないことが大切です。

## (2) 意見聴取の場の企画・設計

### 【1】基本的な考え方

#### ① 個別の子どもに応じた配慮をする

この声を聴かれにくいポイントを持つ子ども・若者には「これさえ行えばよい」という線引きはありません。声の聴かれにくいポイントをもつ子どもだけでなく、どの子どもにとっても常に「最善の意見を聴く場」となるように、どのような環境を整備すればよいかを考えることが大切です。

### 【2】体制

#### ① 支援者と十分に連携する

当事者の子ども・若者の状況について、よく理解をしている支援者や当事者が信頼している人がそばにいると安心することができます。

ただし、実際に意見を聴く時に同席してほしいかどうかは、その当事者によって異なるため、必ず確認をすることが大切です。

#### ② 圧迫感がなく、自由な対話の場であることが伝わる環境づくり

聴く側（大人）の人数は多すぎない方が良いです。また、服装は、聴く側も参加する子ども・若者も自由であり、多様性を認めることが重要です（スーツだけはNG）。

#### ③ 共通の理解の下で対話ができる環境

個別かグループかは、意見を聴くテーマにもよるが、グループの場合は、子ども・若者の誰もが「自分がここにいてもいいんだ」というような気持ちになる環境づくりをすることが大切です。

### 【3】場所・環境

#### ① 安全・安心であること

(安全・安心な環境の例)

- －自分の話や個人情報勝手に誰かに伝わらない。
- －グラドルールや意見を聴く目的、聴く人などの情報を十分に伝えている。
- －毎回人が入れ替わるのではなく、特定の人が普段から関係をつくり、信頼関係をつくるのが望ましい。

### 【4】「インクルーシブ」な場で聴く場合の留意事項

#### ① 当事者が参加しやすい状況から始める

多様な子どもたちにあわせてどういった場が必要かを考え、当事者が安心して「参加してみたい」と思ってもらえるような工夫が必要です。

(例えば、次のような状況から回数を重ね、徐々にインクルーシブな場をつくるのも一つの方法)

- －参加者に当事者と似た境遇の人の方が多い環境（数的有利な状況）から始める。

－支援者や当事者が信頼している人を支えた環境を用意する。

② インクルーシブな場が既に形成されている場所で実施する

無理に「声を聴かれにくいポイントを持つ子ども・若者」を参画させようとせず、既にインクルーシブな場が形成されている場所に出向き、ヒアリングを実施することが現実的。

(既にインクルーシブな場が形成されている例)

－児童館・こども食堂・青少年交流施設・色々な人が集まる居場所

(3) 参加者の募集・準備

【1】子どもへのアクセス

① 子ども達にとって身近なチャネルの利用

(アクセス方法例)

－SNSやオンラインゲームのチャット等

－学校や教育委員会との連携

－支援団体や居場所等（フリースクール、通信制高校、学習支援教室、子ども食堂、国際交流協会、日本語教室、LGBTQ 支援団体など）との連携

【2】募集・告知の工夫

① 誰でも参画してよい場、安心して参加できる場であると、情報をオープンにする

(募集・告知の工夫の例)

－チラシの工夫をする（子どもの肌の色、髪の毛色、車いすの子どもなど、多様なイラストを用いる）

－障害の対応の可否を示す

－グランドルールを示す

－意見を聴く人の情報（写真、経歴など）を示す

－保護者の同意の要否を示す など

【3】意見を聴く子ども・若者の決め方

① 子ども・若者の状況や環境を十分に考慮する

公募だけでは参加が難しいので、支援者(当事者団体や施設など)を通じて声掛けし、子ども・若者の存在を認識してもらうなどの工夫をすることが大切です。

困難の渦中にいる子ども・若者に聴くのは難しい場合があることに留意し、本人の置かれた状況の深刻さを加味する必要があります。

時間や予算の制約の中で効果的な意見聴取を行うために、意見をもっている子ども、意見表明しやすい子どもを対象とすることも一つの方法です。一方で、そうした取組を入りに、声を聴かれにくいポイントを持つ子ども・若者の声を聴く取組へ広げていくことも大切です。

#### 【4】事前準備

##### ① 当事者のことをよく知り、安全・安心に意見を言えるための準備をする

(事前準備の例)

- －当事者にとっての危険信号、NGワードなど、必要な配慮やどのような場所、手法が良いか、当事者の状況に詳しい人（当事者本人や協力団体、支援者）に聞いてみる。
- －子どもの権利に関する研修や当事者の属性に応じた研修を受けるなど、聴く側のスキル向上を行う。

#### (4) 意見聴取の場での対話の仕方

##### 【1】対話の手段・声を聴く方法

##### ① 多様な選択肢を用意すること

どの手法・どの場所が良いとは一概には言えません。当事者の状況や特性に応じて、様々な形で意見を伝えることができる環境を用意することが重要です。なお、その際には、プライバシーを守れるかどうか、家庭環境に沿うかどうか等に配慮が必要です。

(多様な選択肢の例)

- －普段なじみのある居場所への訪問（個別、グループ）
- －SNSのチャットなどを使ったやり取り
- －ZOOMなどのオンライン
- －手紙
- －アンケート、質問箱（匿名）
- －GIGAスクール端末を利用した方法 など

##### ② 答えを誘導しない

誘導にならないように、できる限りオープンな質問を意識することが大切です。また、答えを誘導するような聴き方は避ける必要があります（「○○だよね？/でしょ？/じゃない？」など）

##### 【2】代弁の在り方

##### ① 本人中心。あくまで意見表明の補助としての代弁であることを留意する

本人がうまく伝えられないときに、必要に応じて補助する、

##### 【3】子ども・若者への不適切行為や権利侵害を発見したとき、悩みの相談を受けたとき

##### ① できないこと（責任範囲）を明確にしつつ、責任を持って対応すること

一人で対応せず、関係機関と連携することが必要です（特に虐待の通告義務）。

ただし、本人の気持ちを大事にすべきであり、話を聴いている者自身が悩みの解消のための支援を直接行うことは難しい場合は、そのことを事前に説明したうえで、解決のための選択肢を示し、子どもの意思を確認することが大切です。

#### 【4】事後のフォロー

##### ① 補足・訂正・取り消しの機会を確保する

「言い忘れ」や「後から発言を取り消したい」「誤解があった」などの時に、子どもから連絡できるようにしておくことが大切です。

「辛いことがあったら遠慮なく連絡してください」と伝えておけることが望ましいです。また、訂正や取り消しの確認依頼・受付などは、意見を聴いた人が行うだけではなく、協力団体や支援者に頼んで行うこともできます。その際には、子ども・若者の意見が本人の意思に反して他者に知られないよう留意することが重要です。

#### 【5】フィードバック

##### ① わかりやすく、個々に応じた方法で結果をフィードバックする。

「意見を受け止めたこと」を伝えるとともに、「後から発言を取り消したい」「誤解があった」などの時に、子どもから連絡できるようにしておくことが大切です。

「辛いことがあったら遠慮なく連絡してください」と伝えておけることが望ましいです。また、訂正や取り消しの確認依頼・受付などは、意見を聴いた人が行うだけではなく、協力団体や支援者に頼んで行うこともできます。その際には、子ども・若者の意見が本人の意思に反して他者に知られないよう留意することが重要です。

#### (5) 意見聴取の場での対話の仕方

##### ① 子ども・若者、聴く側のお互いの学びを深める

子ども・若者も、意見を聴く側も「子どもには意見表明する権利がある」ということや、子ども・若者と関係のある政策について、お互いに学びを深めることが重要です。

意見を聴く政策担当者も、「どの政策も子どもの権利と関係がある」ということを意識し、関係者に伝えることが必要です。

##### ② 意見を聴くタイミング、子ども・若者に期待する役割

行政内で全てを考慮してから意見を聴くのではなく、施策を考える時、悩んでいるときに、まず当事者から話を聴くという発想（取組）や、大人が考えたテーマや質問にただ答えさせるような形で政策立案のためのアライバイ作りにしないことが必要です。

##### ③ 政策反映のための工夫

身近な課題や困りごとなど、答えやすいことを入口に、「なぜそのような問題があるのか？」「どうしたらうまくいく？」と深掘りして聴いていくことが望ましいです。

また、一律の調査項目ではなく、当事者や支援者の声から何を調査すべきか決めたり、まずは対話で定性的な声を拾ったうえで、それが量的ニーズとしてどうなのかを定量的に検証する等のサイクルが有効です。

## 2 学校、地域、生活の場などを通じて情報や参画機会を提供することが困難な子ども・若者へのアプローチにおいて大切なこと

- (1) 「どこにも居場所がない子ども・若者」、「困難な状況にあることを自認していない子ども・若者」への対応が存在することを認識すること  
基本的には、第三の居場所や支援団体などに繋がっている子ども・若者を通じた意見聴取が考えられるが、「どこにも居場所がない子ども」に意見を聴くことも大切で、そういった存在も意識することが必要です。
- (2) 困難な状況を理解してもらえ、本音を言える安心な環境の提供が必要であること  
ヒアリングで同席する人をよく考えることが重要です。例えば、当事者が信頼している人や当事者と似た経験のある人がいることで安心な環境や本音を言いやすい環境づくりができます。  
言葉の選び方にも注意が必要で、例えば、アクセスが難しい地域について、「あまり発展していない」や「田舎」といった表現を使うことで傷つく子ども・若者がいるかもしれないと認識することも大切です。

## 3 意見表明の手法の選択肢が限られていることから受け止める側も聴くための工夫が特に必要な子ども・若者へのアプローチにおいて大切なこと

- (1) 表出していなくても、意見を持っているという認識を持つこと  
意見が表出していないからといって、意見がないわけではありません。意見を聴く際には、どんな子ども・若者にも意思があることを意識する必要があります。意見の表出が上手くできなかったり、意見を伝えることに時間がかかるかもしれないことを理解し、必要なのは聴く側の工夫や配慮であることを認識したうえで、意見表出のサポートや時間をかけて向き合うことが重要です。また、言葉だけが表現の全てではないことを認識し、表情や身振り手振り、沈黙など、あらゆる意見の表出を受け止める準備が必要です。
- (2) どの程度意見の表出ができるかを把握し適切な準備やサポートを行う必要があること  
体制や配慮を検討するためには、「どの程度意思の表出ができるか」について予め把握したうえで検討する必要があります。また、安全・安心な環境にするためには、当事者の特性を予め把握し、どのような配慮を要するのかを確認する必要があります。
- (3) 言葉による意見表明ができない場合、適切な代弁で補完すること  
障害などで言葉による表現が十分にできない子ども・若者の場合、適切な代弁で補完することが大切です。ただし、当事者本人の意思を尊重して代弁の必要性を考えることが重要であり、少なくとも意見の押し付けや誘導、本人に意思を確認せず意見を想像してはいけません。

#### 4 意見を言うことが安全・安心でないなど、意見を言う環境に特別な配慮や工夫が必要な子ども・若者へのアプローチにおいて大切なこと

- (1) 意見を聴く場が安全・安心であるために、寄り添う姿勢が重要であること  
意見を聴く場が安全・安心であるためには、意見を聴く目的や聴いた意見をどう使うのかを伝え、「あなたの意見を生かしたい」「できるだけあなたのためにもなっていると思うので、協力してほしい」という気持ちを示すことが大事です。
- (2) 信頼できる人がいること、信頼できる人に聞かれること  
意見を言うことが安全・安心でないと感じる子ども・若者にとっては、相手との信頼関係がとても大切です。意見を聴く際には、何度か対話を繰り返し、信頼関係を築いたうえで行うことが望ましいのはもちろん、本人の意向に応じて、信頼できる人や支援者が同席している環境を用意することが必要です。
- (3) 匿名性や秘密が守られることが重要  
「誰に参加を知られるか」「言ったことが誰に知られるか」に注意を払う必要があります(他の参加者や家族へのアウティングに配慮する、参加の際の保護者同意の要否など)。
- (4) 権利侵害の経験に対する十分な配慮、話すことによる心理的負担や権利侵害等への対応・連携体制を整えること  
意見を聴くときに、参加者が権利侵害を受けた経験などを話す場面も想定されるため、配慮が必要です。また、子ども・若者への不適切行為や権利侵害を発見した時や悩みの相談を受けた時に、適切な相談機関にきちんとつなぎ、どこかの相談機関がどういうことをしているのかを本人に説明すること、必要に応じて支援機関への相談をサポートすることも大切です。

#### 5 言葉だけではなく、年齢及び発達段階に応じて、その意思(思いや願い)が多様な形で表れ、受け止める側も聴くための工夫が特に必要な乳幼児

- (1) 乳幼児をひとりの人間として尊重し、意見を言えないと決めつけないこと  
乳幼児は、大人が思っている以上に様々なことを理解していることが多いですが、その表現は幼いため、大人は「まだわからない」と判断してしまいがちです。乳幼児だから大した意見を持っていないだろう、という先入観を取り払い、ひとりの人間として見る必要があります。  
意見を言う際には、考えがまとまらなかったり、言葉として表現するのに時間がかかったりしてしまいがちですが、大人が答えを誘導してしまうことのないように「待つ」ことが重要です。

(2) 日常の場面であらわれる様々な表現を大事にして受け止めること

乳幼児は、言葉による表現だけでなく、自らの動きや音、環境への反応などによって自分の声（意思）を表現することが多いため、非言語的なコミュニケーションを観察し、意思を読み取ることが重要です。また、声に出していることと、考えていることが異なる可能性についても留意する必要があります。

(3) 乳幼児が生きている時間軸や身近な内容に寄せて考えること

乳幼児は、先のことを考えて意見できるわけではないため、意見を聴けたとしても、その意見がすぐに変わるかもしれないという前提で意見を聴くことが大切です。

乳幼児は、国や自治体といった機構、社会の仕組みやルールという概念を認識するのは難しいため、地域課題や都市計画の話であれば「まち」、環境問題の話であれば「花」など、乳幼児にとって身近な内容に寄せて、問いかけをし、意見を求める必要があります。

(4) 意見反映・参画体験の積み重ねが大切であること

乳幼児の意見表明の機会を増やし、意見表明や参画の経験を積み重ねていくことによって、意見を言う力が備わり、意見を言いたいという気持ちが醸成されていくことを期待することができます。意見を受け止める側も、意見を聴く取組を積み重ねることによって、ノウハウや知見を蓄積していくことが望まれます。